

港長公示第 8-105 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 3 日

京 浜 港 長

荒川葛西橋付近における航泊の禁止について

京浜港東京区第 3 区荒川葛西橋付近において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 8 月 11 日(火)18 時 00 分から、花火の打上げが終了し安全が確認されるまでの間（同日 20 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた水面

イ 北緯 35 度 40 分 11.8 秒 東経 139 度 50 分 38.3 秒（岸線上）

ロ 北緯 35 度 40 分 11.2 秒 東経 139 度 50 分 47.9 秒

ハ 北緯 35 度 40 分 02.2 秒 東経 139 度 50 分 47.1 秒

ニ 北緯 35 度 40 分 02.8 秒 東経 139 度 50 分 37.6 秒（岸線上）

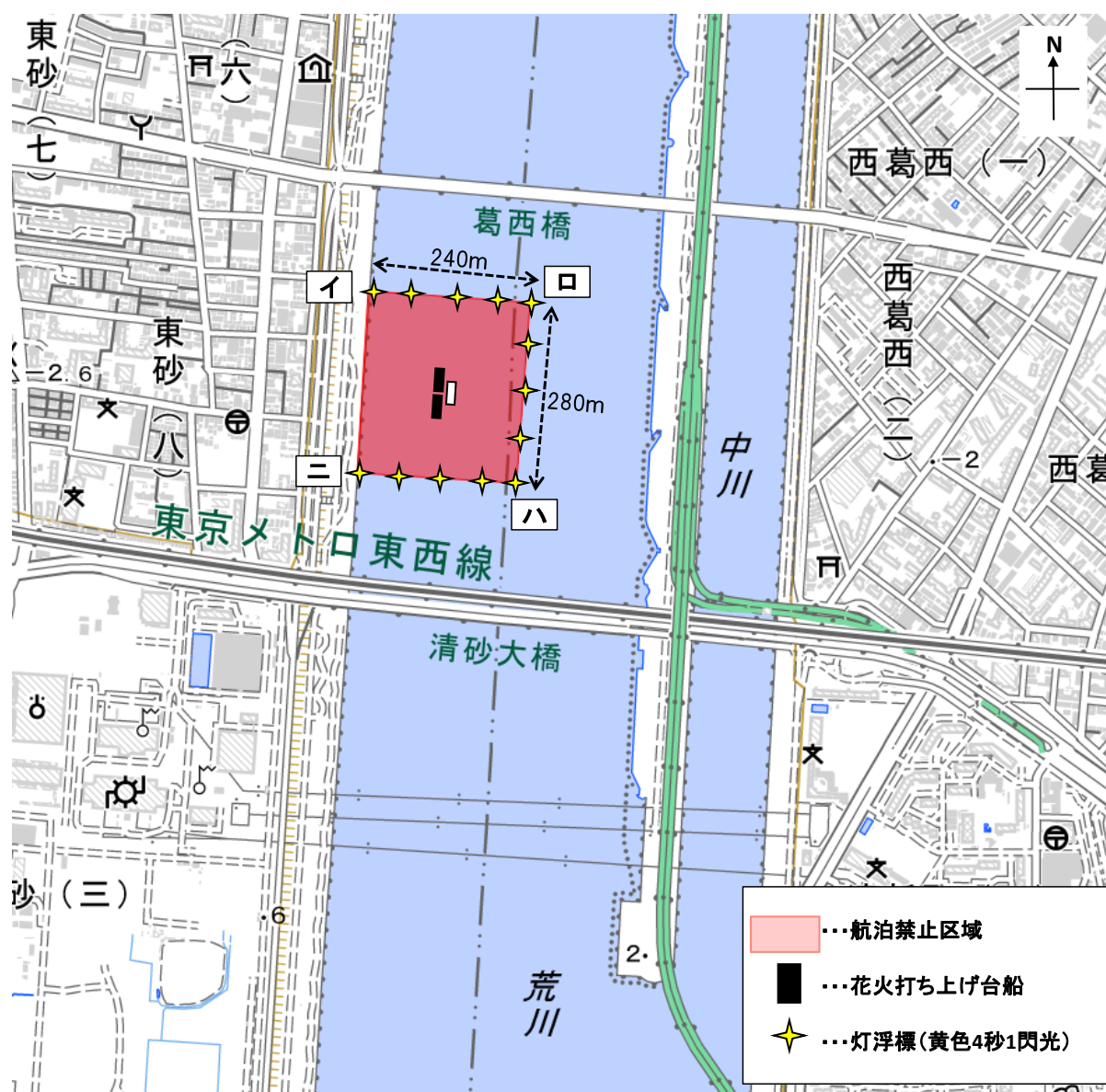
3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色塗灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺に警戒船が配備される。

別図



次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた水面

イ、北緯35度40分11.8秒 東経139度50分38.3秒(岸線上)

口、北緯35度40分11.2秒 東經139度50分47.9秒

八、北緯35度40分02.2秒 東經139度50分47.1秒

二、北緯35度40分02.8秒 東經139度50分37.6秒(岸線上)